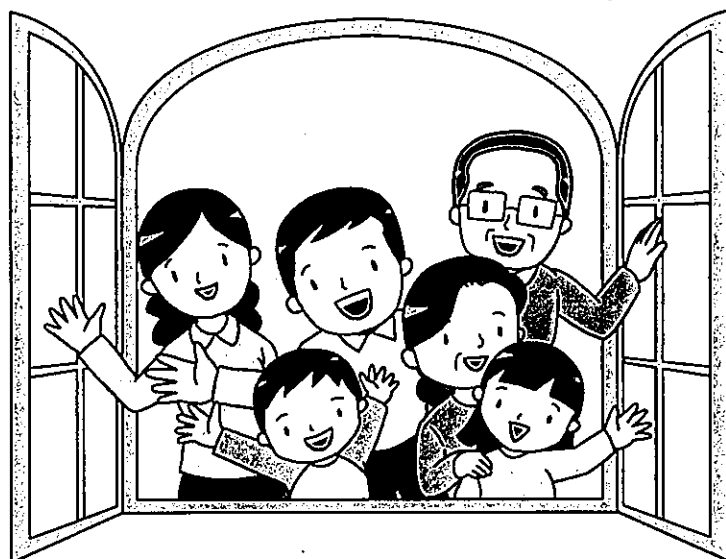


第39回

宍粟市国民健康保険運営協議会



令和2年1月30日

宍粟市

市民課・税務課・債権管理課・保健福祉課

資 料 目 次

・国保制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
・保険料率の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	2
・標準保険料率算定結果比較表・・・・・・・・	3
・令和2年度穴栗市国民健康保険事業費・・・・・・	8
・令和2年度穴栗市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）・・・・	9
・穴栗市国民健康保険事業基金の状況・・・・・・・・	10
・令和2年度国保事業費納付金の本算定結果・・・・・・・・	11
・保険給付費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	12
・国民健康保険加入被保険者数等の状況・・・・・・・・	13
・令和2年度地方税制の改正（案）について・・・・・・・・	15
・令和2年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）・・	17
・令和2年度国民健康保険税税率等の改正案・・・・・・・・	19
・穴栗市国民健康保険税 税率・税額の推移・・・・・・・・	20
・国民健康保険税（年税額）の比較・・・・・・・・	21
・第2次穴栗市総合計画後期基本計画・第2次穴栗市地域創生総合戦略・・	23
・特定健診・特定保健指導受診率の推移・・・・・・・・	29
・被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認等のイメージ・・・・	30
・マイナンバーカードが健康保険証として利用できる・・・・・・・・	32
・令和2年度穴栗市国民健康保険事業計画（案）・・・・・・・・	当日配布資料
・兵庫県国民健康保健事業運営方針・・・・・・・・	当日配布資料



国保制度の概要

平成 30 年度より国保制度の安定化を図ることを目的に、市町村とともに都道府県が国保事業の運営主体となった。将来的には、都道府県での同一所得・同一保険料をめざしている。

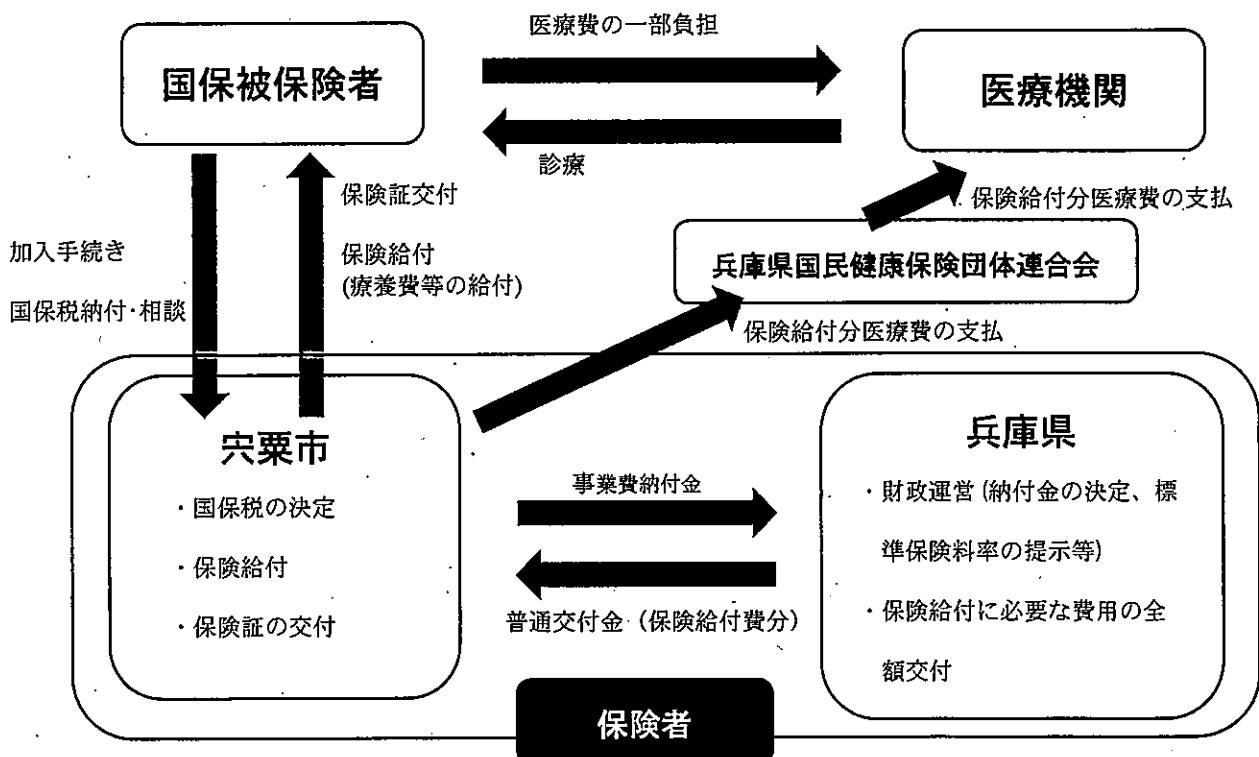
都道府県の役割

国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等国保運営の中心的な役割を担っている。

- ① 給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付する。
- ② 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示する。
- ③ 都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化を推進する。

市町村の役割

資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収及び保健事業等、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行う。



保険料率の決定

都道府県から市町村に提示される標準保険料率を参考に市町村毎の事業状況、財政状況等を踏まえ、市町村が決定する。

兵庫県では、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を除く3方式をめざす方針としている。令和元年度に4方式を採用している市町は7市町あり、令和2年度には2市町になる見込み。

〈4方式採用市町〉

令和元年度：たつの市、佐用町、宍粟市、養父市、朝来市、南あわじ市、豊岡市

令和2年度（見込）：南あわじ市、豊岡市

令和2年度標準保険料率と宍粟市の現在税率

		所得割	資産割	均等割	平等割
兵庫県提示 の標準保険 料率	医療分	7.24%	—	29,827 円	20,609 円
	支援分	2.74	—	11,086 円	7,660 円
	介護分	2.46	—	12,798 円	6,431 円
令和元年度 宍粟市税率	医療分	6.48	4.85	26,000 円	23,400 円
	支援分	2.30	1.50	9,000 円	8,200 円
	介護分	1.77	1.55	11,400 円	6,300 円

医療分：国保被保険者の医療給付費など国保制度運営分

支援分：後期高齢者医療制度を現役世代で支えるための支援金分

介護分：介護保険制度運営分。介護保険2号被保険者（40歳～64歳）のみ対象

※ 支援分と介護分は、事業費納付金として県へ納め、社会保険診療報酬支払基金を通じて、各保険者に交付される。（後期分：後期高齢者広域連合、介護分：市町村）

所得割：被保険者毎の所得にかかる国保税

資産割：固定資産税に対してかかる国保税

均等割：加入者にかかる国保税

平等割：世帯にかかる国保税

標準保険料率算定結果比較表

No	市町村別算定率 市町村別算定率	区分	市町村別算定率比較			市町村別算定率比較		
			市町村別算定率	市町村別算定率	市町村別算定率	市町村別算定率	市町村別算定率	市町村別算定率
1	00280024 姫路市	医療分	7.75%	45,229円	7.31%	30,102円	20,800円	7.65%
		支援金分	2.78%	15,915円	2.73%	11,079円	7,655円	2.43%
		介護分	2.48%	18,202円	2.43%	12,628円	6,345円	2.74%
2	00280032 尼崎市	医療分	8.03%		8.03%	33,098円	22,870円	7.67%
		支援金分	2.74%		2.74%	11,109円	7,676円	2.44%
		介護分	2.44%		2.44%	12,707円	6,385円	7.82%
3	00280040 明石市	医療分	7.82%		7.82%	32,227円	22,268円	2.78%
		支援金分	2.78%		2.78%	11,278円	7,792円	2.52%
		介護分	2.52%		2.52%	13,142円	6,603円	7.93%
4	00280057 西宮市	医療分	7.93%		7.93%	32,674円	22,576円	2.73%
		支援金分	2.73%		2.73%	11,077円	7,654円	2.42%
		介護分	2.42%		2.42%	12,608円	6,335円	7.6%
5	00280065 洲本市	医療分	7.6%		7.6%	31,301円	21,628円	2.7%
		支援金分	2.7%		2.7%	10,947円	7,564円	2.42%
		介護分	2.42%		2.42%	12,596円	6,329円	7.85%
6	00280073 芦屋市	医療分	7.85%		7.85%	32,339円	22,345円	2.72%
		支援金分	2.72%		2.72%	11,010円	7,608円	2.41%
		介護分	2.41%		2.41%	12,544円	6,303円	7.74%
7	00280081 伊丹市	医療分	7.74%		7.74%	31,891円	22,036円	2.70%
		支援金分	2.70%		2.70%	11,165円	7,715円	2.41%
		介護分	2.41%		2.41%	12,550円	6,306円	6.78%
8	00280099 相生市	医療分	6.78%		6.78%	27,918円	19,290円	2.69%
		支援金分	2.69%		2.69%	10,891円	7,526円	2.4%
		介護分	2.4%		2.4%	12,471円	6,266円	7.38%
9	00280115 加古川市	医療分	7.38%		7.38%	30,396円	21,003円	2.79%
		支援金分	2.79%		2.79%	11,297円	7,806円	2.42%
		介護分	2.42%		2.42%	12,579円	6,321円	

標準保険料率算定結果比較表

区分	都市部標準保険料率	
	所得割率	所得割額
医療分	7.75%	45,229円
支援金分	2.78%	15,915円
介護分	2.48%	18,202円

No	市町村標準保険料率 市町村標準保険料率	都市部標準保険料率		市町村標準保険料率		区分	都市部標準保険料率		市町村標準保険料率	
		所得割率	所得割額	所得割率	所得割額		所得割率	所得割額	所得割率	所得割額
10	00280131 赤穂市	医療分	6.76%	0%	27,857円	19,248円	医療分	6.76%	0%	27,857円
		支援金分	2.72%	0%	11,024円	7,617円	支援金分	2.72%	0%	11,024円
		介護分	2.41%	0%	12,528円	6,295円	介護分	2.41%	0%	12,528円
11	00280149 西脇市	医療分	7.34%	0%	30,240円	20,895円	医療分	7.34%	0%	30,240円
		支援金分	2.74%	0%	11,084円	7,659円	支援金分	2.74%	0%	11,084円
		介護分	2.47%	0%	12,864円	6,464円	介護分	2.47%	0%	12,864円
12	00280156 宝塚市	医療分	8.3%	0%	34,210円	23,638円	医療分	8.3%	0%	34,210円
		支援金分	2.86%	0%	11,577円	8,000円	支援金分	2.86%	0%	11,577円
		介護分	2.47%	0%	12,863円	6,463円	介護分	2.47%	0%	12,863円
13	00280164 三木市	医療分	8.22%	0%	33,861円	23,397円	医療分	8.22%	0%	33,861円
		支援金分	2.75%	0%	11,164円	7,714円	支援金分	2.75%	0%	11,164円
		介護分	2.43%	0%	12,889円	6,477円	介護分	2.43%	0%	12,889円
14	00280172 高砂市	医療分	8.05%	0%	33,155円	22,909円	医療分	8.05%	0%	33,155円
		支援金分	2.79%	0%	11,286円	7,798円	支援金分	2.79%	0%	11,286円
		介護分	2.43%	0%	12,936円	6,500円	介護分	2.43%	0%	12,936円
15	00280180 川西市	医療分	7.75%	0%	31,942円	22,071円	医療分	7.75%	0%	31,942円
		支援金分	2.74%	0%	11,106円	7,674円	支援金分	2.74%	0%	11,106円
		介護分	2.37%	0%	12,320円	6,191円	介護分	2.37%	0%	12,320円
16	00280198 小野市	医療分	8.03%	0%	33,080円	22,857円	医療分	8.03%	0%	33,080円
		支援金分	2.69%	0%	10,902円	7,533円	支援金分	2.69%	0%	10,902円
		介護分	2.41%	0%	12,568円	6,315円	介護分	2.41%	0%	12,568円
17	00280206 三田市	医療分	7.18%	0%	29,595円	20,450円	医療分	7.18%	0%	29,595円
		支援金分	2.67%	0%	10,827円	7,481円	支援金分	2.67%	0%	10,827円
		介護分	2.33%	0%	12,150円	6,105円	介護分	2.33%	0%	12,150円
18	00280214 加西市	医療分	6.8%	0%	28,007円	19,352円	医療分	6.8%	0%	28,007円
		支援金分	2.74%	0%	11,107円	7,674円	支援金分	2.74%	0%	11,107円
		介護分	2.29%	0%	11,907円	5,983円	介護分	2.29%	0%	11,907円

標準保険料率算定結果比較表

No	市町村別標準額 市町村別標準額	区分	市町村別標準額 市町村別標準額		市町村別標準額 市町村別標準額		市町村別標準額 市町村別標準額		市町村別標準額 市町村別標準額	
			医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分
19	00280222 猪名川町	医療分	7.75%	45,229円	6.09%	0%	25,094円	17,339円		
		支援金分	2.78%	15,915円	2.74%	0%	11,117円	7,681円		
		介護分	2.48%	18,202円	2.41%	0%	12,561円	6,312円		
20	00280248 加東市	医療分			7.72%	0%	31,816円	21,984円		
		支援金分			2.7%	0%	10,960円	7,573円		
		介護分			2.42%	0%	12,601円	6,332円		
21	00280271 多可町	医療分			7.02%	0%	28,941円	19,997円		
		支援金分			2.7%	0%	10,955円	7,569円		
		介護分			2.38%	0%	12,408円	6,235円		
22	00280313 稲美町	医療分			7.31%	0%	30,127円	20,817円		
		支援金分			2.75%	0%	11,136円	7,695円		
		介護分			2.24%	0%	11,685円	5,872円		
23	00280321 播磨町	医療分			7.46%	0%	30,724円	21,229円		
		支援金分			2.82%	0%	11,437円	7,902円		
		介護分			2.45%	0%	12,739円	6,401円		
24	00280370 市川町	医療分			6.64%	0%	27,378円	18,917円		
		支援金分			2.71%	0%	10,976円	7,584円		
		介護分			2.37%	0%	12,342円	6,202円		
25	00280396 福崎町	医療分			6.91%	0%	28,460円	19,665円		
		支援金分			2.73%	0%	11,049円	7,634円		
		介護分			2.42%	0%	12,607円	6,335円		
26	00280404 神河町	医療分			5.96%	0%	24,558円	16,969円		
		支援金分			2.73%	0%	11,058円	7,641円		
		介護分			2.3%	0%	11,964円	6,012円		
27	00280420 太子町	医療分			7.24%	0%	29,831円	20,612円		
		支援金分			2.75%	0%	11,150円	7,704円		
		介護分			2.34%	0%	12,181円	6,121円		

標準保険料率算定結果比較表

No.	市町村名称 市町村名称	区分	東京都標準保険料率		市町村標準保険料率		算定率		算定額	
			医療分	介護分	医療分	介護分	算定率	算定額	算定率	算定額
28	00280438 たつの市	医療分	7.75%		7.75%	0%	7.75%	45,229円		20,026円
		支援金分	2.78%		2.78%	0%	2.78%	15,915円		7,686円
		介護分	2.48%		2.48%	0%	2.48%	18,202円		6,351円
29	00280453 上郡町	医療分	6.94%		6.94%	0%	6.94%	28,585円		19,751円
		支援金分	2.71%		2.71%	0%	2.71%	10,996円		7,598円
		介護分	2.28%		2.28%	0%	2.28%	11,897円		5,978円
30	00280461 佐用町	医療分	6.99%		6.99%	0%	6.99%	28,822円		19,915円
		支援金分	2.73%		2.73%	0%	2.73%	11,070円		7,649円
		介護分	2.41%		2.41%	0%	2.41%	12,533円		6,298円
31	00280503 矢野町	医療分	7.24%		7.24%	0%	7.24%	29,827円		20,609円
		支援金分	2.74%		2.74%	0%	2.74%	11,086円		7,660円
		介護分	2.46%		2.46%	0%	2.46%	12,798円		6,431円
32	00280578 香美町	医療分	5.88%		5.88%	0%	5.88%	24,224円		16,738円
		支援金分	2.7%		2.7%	0%	2.7%	10,958円		7,572円
		介護分	2.39%		2.39%	0%	2.39%	12,426円		6,244円
33	00280628 新温泉町	医療分	5.66%		5.66%	0%	5.66%	23,322円		16,115円
		支援金分	2.84%		2.84%	0%	2.84%	11,524円		7,963円
		介護分	2.38%		2.38%	0%	2.38%	12,375円		6,218円
34	00280651 養父市	医療分	6.82%		6.82%	0%	6.82%	28,100円		19,416円
		支援金分	2.74%		2.74%	0%	2.74%	11,113円		7,679円
		介護分	2.44%		2.44%	0%	2.44%	12,680円		6,371円
35	00280701 朝来市	医療分	7.18%		7.18%	0%	7.18%	29,570円		20,432円
		支援金分	2.63%		2.63%	0%	2.63%	10,654円		7,362円
		介護分	2.29%		2.29%	0%	2.29%	11,932円		5,996円
36	00280735 丹波市	医療分	8.01%		8.01%	0%	8.01%	33,007円		22,807円
		支援金分	2.75%		2.75%	0%	2.75%	11,145円		7,701円
		介護分	2.4%		2.4%	0%	2.4%	12,508円		6,285円

標準保険料率算定結果比較表

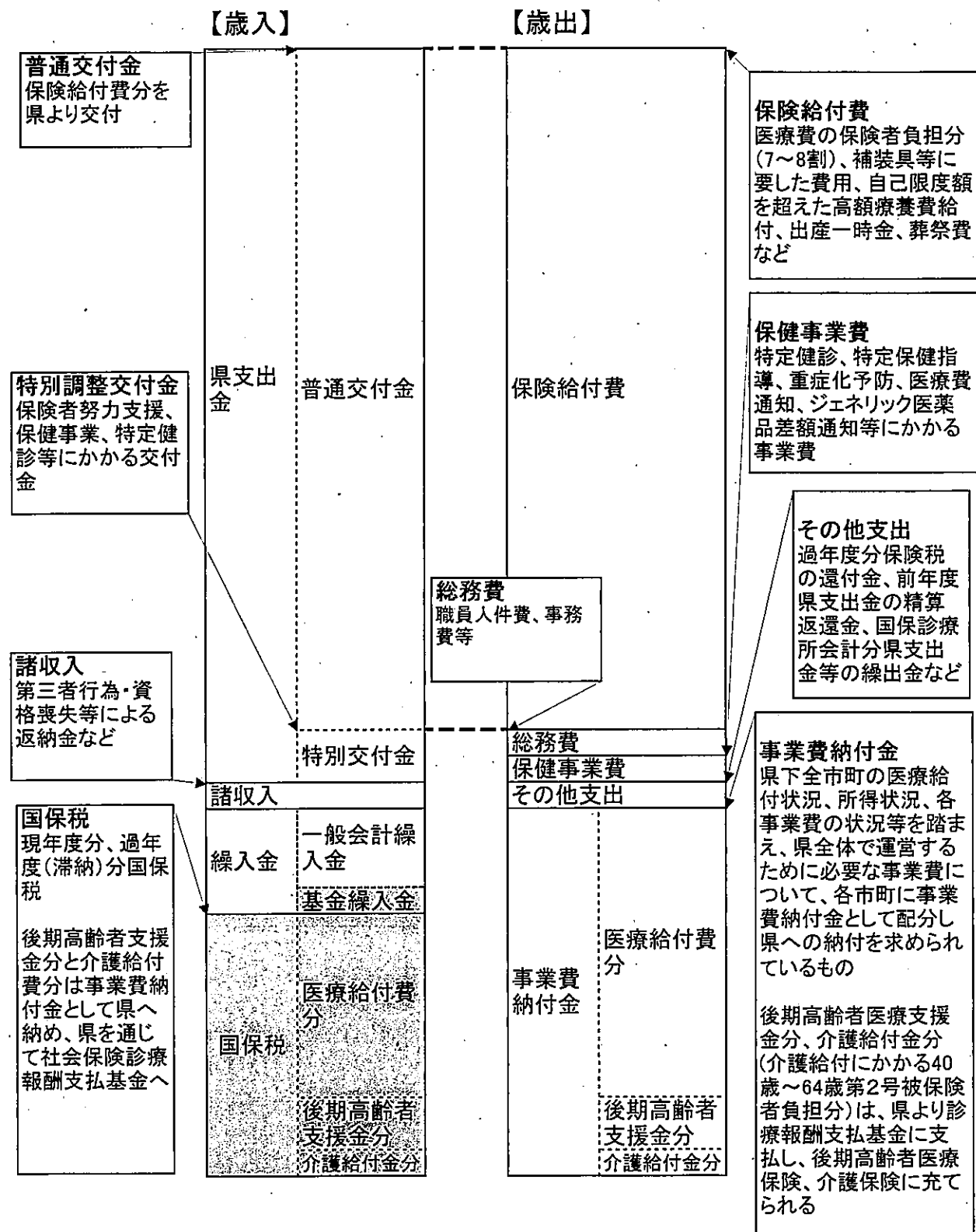
区分	標準保険料率	算定保険料率
医療分	7.75%	45,229円
支援金分	2.78%	15,915円
介護分	2.48%	18,202円

No.	市町村名称	区分	標準保険料率	算定保険料率	標準保険料率	算定保険料率
37	00280792 丹波篠山市	医療分	7.54%	0%	31,051円	21,455円
		支援金分	2.7%	0%	10,961円	7,574円
		介護分	2.39%	0%	12,462円	6,262円
38	00280867 淡路市	医療分	7.19%	0%	29,640円	20,481円
		支援金分	2.68%	0%	10,864円	7,507円
		介護分	2.45%	0%	12,737円	6,400円
39	00280933 南あわじ市	医療分	7.59%	0%	31,268円	21,605円
		支援金分	2.73%	0%	11,071円	7,650円
		介護分	2.48%	0%	12,937円	6,500円
40	00280958 豊岡市	医療分	6.1%	0%	25,135円	17,368円
		支援金分	2.74%	0%	11,121円	7,684円
		介護分	2.38%	0%	12,401円	6,231円
41	00284000 神戸市	医療分	7.93%	0%	32,694円	22,590円
		支援金分	2.75%	0%	11,157円	7,709円
		介護分	2.5%	0%	13,037円	6,551円
		医療分	%	%	円	円
		支援金分	%	%	円	円
		介護分	%	%	円	円
		医療分	%	%	円	円
		支援金分	%	%	円	円
		介護分	%	%	円	円
		医療分	%	%	円	円
		支援金分	%	%	円	円
		介護分	%	%	円	円
		医療分	%	%	円	円
		支援金分	%	%	円	円
		介護分	%	%	円	円

令和2年度 宍粟市国民健康保険事業費

●歳入歳出予算で確定している予算額を計上し、最終的に不足する経費分について、国民健康保険税で賄うことになる。

●基金がある場合は、基金の繰入により、年度間の急激な国保税の上昇を緩和することができる。



令和2年度栄栗市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)

(単位:千円)

区分			令和元(H31)年度	令和2年度	当初予算比較	備考
			当初予算額(A)	当初予算額(案)(B)	(B)-(A)	
歳入	1 国保税	現年分	846,529	878,305	31,776	税率改正、収納率変動見込
		滞納繰越分	55,476	52,538	△ 2,938	収納率変動見込
		計	902,005	930,843	28,838	
	2 一部負担金		4	4	0	
	3 使用料及び手数料		480	480	0	督促手数料
	4 国庫支出金		0	2,310	2,310	オンライン資格確認によるシステム改修費
	5 県支出金	普通交付金	3,053,104	3,084,941	31,837	歳出/保険給付費に充てる交付金 県通知による
		特別交付金(保険者努力支援)	16,055	13,569	△ 2,486	保険者努力支援指標の変更等
		特別交付金(特別調整交付金)	29,667	27,114	△ 2,553	交付基準変動、被保険者数減等影響
		特別交付金(県繰入金)	110,485	110,648	163	
		特別交付金(特定健診負担金)	11,078	8,566	△ 2,512	受診者数減等
		計	3,220,389	3,244,838	24,449	
	6 財産収入		224	61	△ 163	基金利息分
	7 繰入金	一般会計繰入金	338,675	333,062	△ 5,613	職員体制による変動、事務費減
		基金繰入金	49,000	50,000	1,000	保険料上昇の激変緩和
		計	387,675	383,062	△ 4,613	
	8 繰越金		1	1	0	前年度繰越金ある場合は、9月補正にて計上
	9 諸収入		4,118	4,109	△ 9	特定健診個人負担金、資格過誤等による過年度分一部負担金
	歳入合計		4,514,896	4,565,708	50,812	
歳出	1 総務費		74,742	73,978	△ 764	職員体制による変動、事務費減
	2 保険給付費		3,053,104	3,084,941	31,837	歳入/普通交付金と同額 県通知による
	3 国民健康保険事業費納付金		1,302,853	1,344,854	42,001	県通知による 県全体運営にかかる納付金
	4 保健事業費		33,932	33,792	△ 140	特定健診、特定保健指導、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知等
	5 基金積立金		224	61	△ 163	基金利息分
	6 公債費		100	100	0	
	7 諸支出金		19,941	17,982	△ 1,959	国保診療所特別会計への繰出(歳入:特別調整交付金分)など
	8 予備費		30,000	10,000	△ 20,000	
	歳出合計		4,514,896	4,565,708	50,812	
差引収支額(歳入合計-歳出合計)			0	0	0	

宍粟市国民健康保険事業基金の状況

(単位:円)

年度	前年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高	備考
平成17年度	166,607,079	185,861	156,818,887	9,974,053	
平成18年度	9,974,053	38,353,988	0	48,328,041	
平成19年度	48,328,041	50,883	11,000,000	37,378,924	
平成20年度	37,378,924	233,233	19,068,000	18,544,157	
平成21年度	18,544,157	14,642	0	18,558,799	
平成22年度	18,558,799	61,235	0	18,620,034	
平成23年度	18,620,034	50,273	0	18,670,307	
平成24年度	18,670,307	39,465	0	18,709,772	
平成25年度	18,709,772	33,390	0	18,743,162	
平成26年度	18,743,162	39063	0	18,782,225	
平成27年度	18,782,225	39145	18,821,370	0	
平成28年度	0	0	0	0	
平成29年度	0	0	0	0	
平成30年度	0	111,942,000	0	111,942,000	
令和元年度	111,942,000	224,000	0	125,807,000	利息分既積立額
		13,641,000			R2.5積立予定額

令和２年度 国保事業費納付金の本算定結果の修正

【修正理由】

- 令和２年度の給付費を推計する際に用いる令和２年度診療報酬改定率（※）について、国から令和２年１月９日付けで修正する旨の通知があったため。
- ※、0.9954→1.0010に修正
- 当該通知に基づき、令和２年度の給付費及び国保事業費納付金の算定をやり直した結果（概要）は下記のとおり。

＜本算定の結果＞

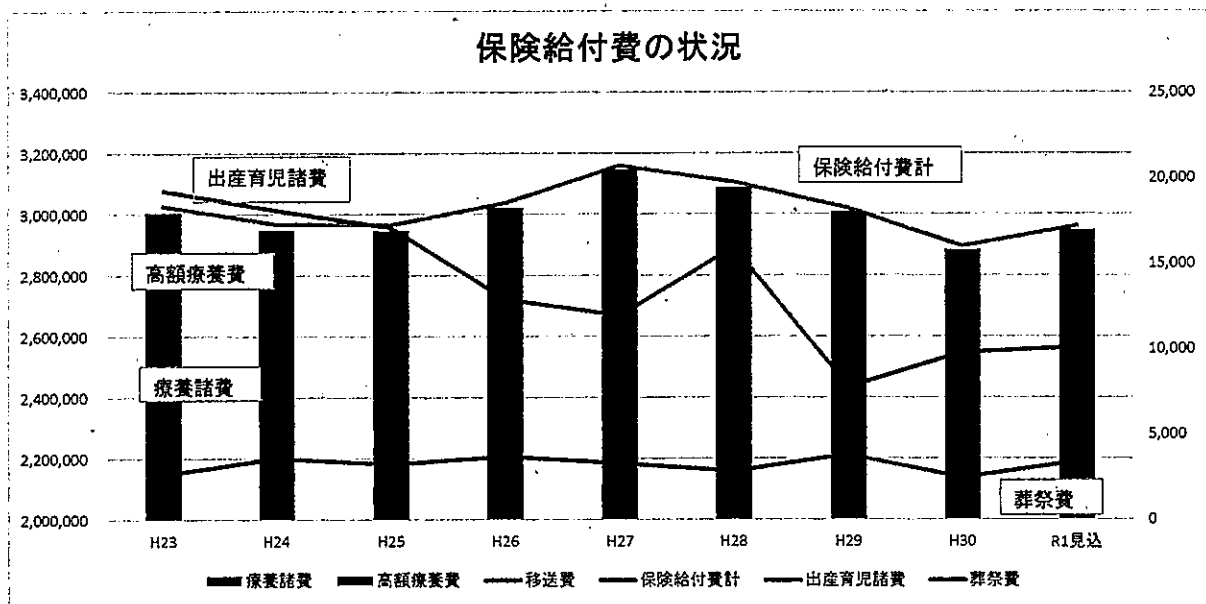
		修正後	修正前（１月７日既通知）
保険給付費		3,887 億円	3,865 億円
一人当たり保険給付費		350,411 円	348,451 円
一人当たり 納付金の 伸び率 (対 28 年度比・ 1 年分)	県平均	3.7%	3.5%
	最大	7.5% (神河町)	7.2% (神河町)
激変緩和	措置対象	4.7%を超える部分 (納付金の伸び 3.7% + 解消幅 1.0%)	4.5%を超える部分 (納付金の伸び 3.5% + 解消幅 1.0%)
	対象市町数	17 市町	17 市町
	必要額	664 百万円	656 百万円

保険給付費の状況

(単位:千円)

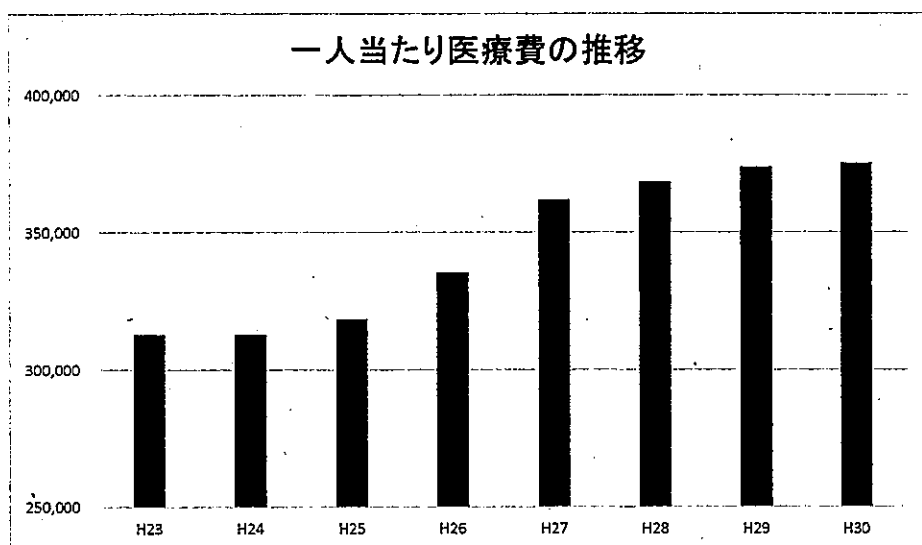
年度	療養諸費	高額療養費	移送費	出産育児諸費	葬祭費	保険給付費計
H23	2,681,812	323,895	73	19,261	2,650	3,027,691
H24	2,630,346	317,936	0	18,120	3,600	2,970,002
H25	2,627,372	319,466	0	17,091	3,250	2,967,179
H26	2,682,588	339,328	9	12,901	3,700	3,038,526
H27	2,782,538	362,952	0	11,950	3,300	3,160,740
H28	2,703,568	384,128	0	15,930	2,850	3,106,476
H29	2,623,138	385,674	0	7,758	3,800	3,020,370
H30	2,529,886	353,814	0	9,790	2,450	2,895,940
R1見込	2,590,761	358,550	0	10,080	3,400	2,962,791

※国保特別会計決算保険給付費のうち、審査支払手数料を除く



一人当たり医療費の状況

年度	金額(円)
H23	312,921
H24	312,855
H25	318,506
H26	335,514
H27	361,959
H28	368,587
H29	373,755
H30	375,219

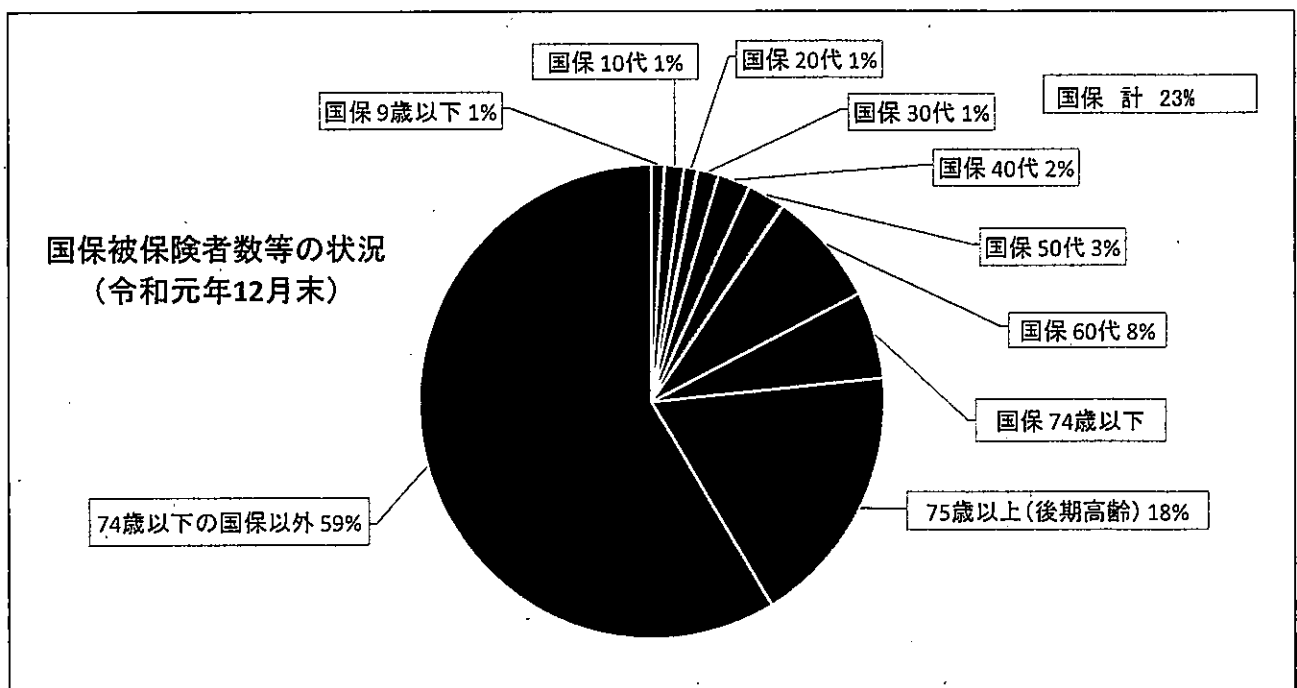


出典:H23~H29兵庫の国保(兵庫県年報データ)、H30年報速報値(兵庫県年報データ)

国民健康保険加入被保険者数等の状況

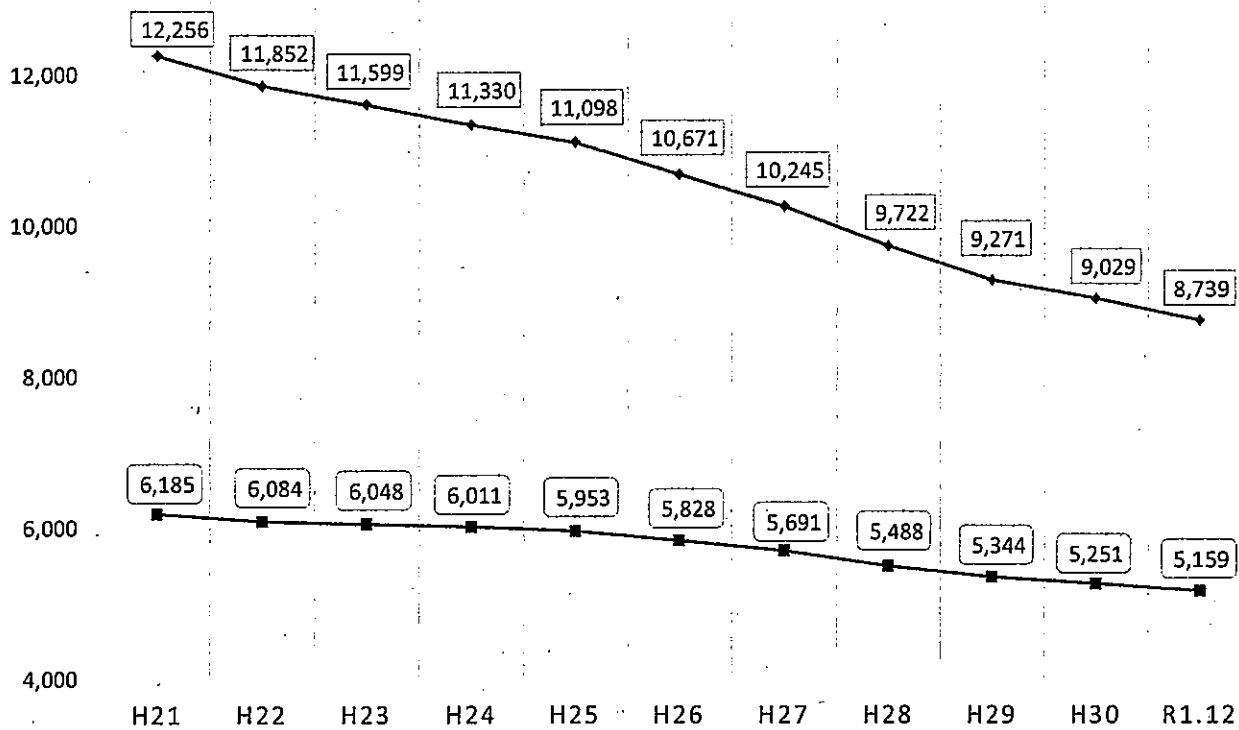
年 齢	平成29年度			平成30年度			令和元年度(R元.12月末)		
	一般	退職	合計	一般	退職	合計	一般	退職	合計
0～4	148	0	148	152	0	152	146	0	146
5～9	242	0	242	222	0	222	199	0	199
10～14	252	0	252	243	0	243	227	0	227
15～19	304	0	304	260	0	260	267	0	267
20～24	225	0	225	218	0	218	197	0	197
25～29	205	1	206	199	0	199	165	0	165
30～34	295	1	296	278	0	278	249	0	249
35～39	343	3	346	323	1	324	301	0	301
40～44	429	0	429	393	0	393	384	0	384
45～49	470	0	470	473	0	473	442	0	442
50～54	432	0	432	430	0	430	450	0	450
55～59	589	2	591	562	0	562	536	0	536
60～64	984	99	1,083	968	17	985	921	5	926
65～69	2,344	0	2,344	2,163	0	2,163	2,034	0	2,034
70～74	1,903	0	1,903	2,127	0	2,127	2,216	0	2,216
計	9,165	106	9,271	9,011	18	9,029	8,734	5	8,739
世 帯 数			5,344			5,251			5,159

	人口	国保人口	国保加入率	人口	国保人口	加入率	人口	国保人口	加入率
	38,316	9,271	24.20%	37,709	9,029	23.94%	37,329	8,739	23.41%
うち74歳以下	31,639	9,271	29.30%	31,030	9,029	29.10%	30,614	8,739	28.55%
うち75歳以上	6,677	-	-	6,679	-	-	6,715	-	-



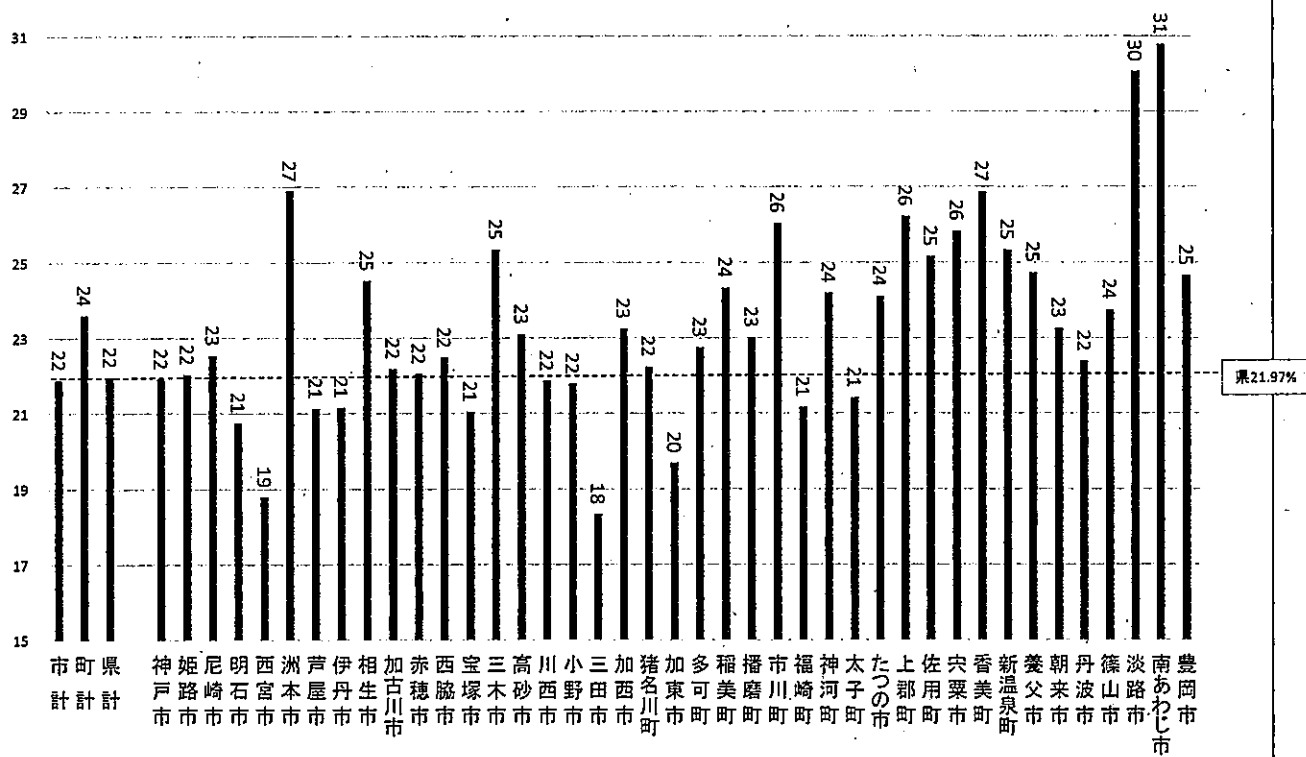
国保被保険者数と世帯数の推移

◆被保険者数 ■世帯数



人口に対する国保被保険者割合(%) (平成29年度兵庫の国保より)

(注)人口は推計人口による



令和2年度地方税制の改正（案）について

国民健康保険法施行令の改正に伴い、課税限度額の引上げと軽減判定所得の見直しを行います。

1 課税限度額の引上げ

保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納税意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度額を設けています。

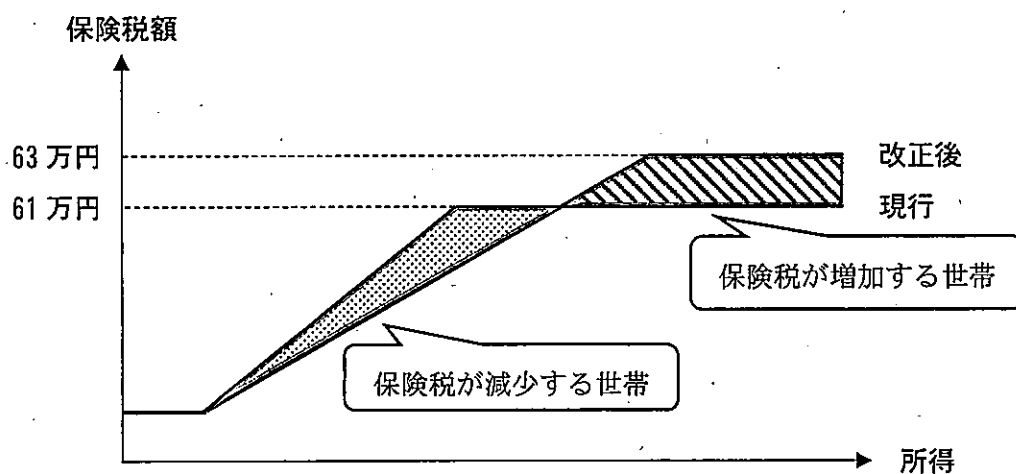
賦課限度額の推移

[単位：円]

年 度	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	合 計
平成 23 年度	510,000	140,000	120,000	770,000
平成 24 年度	510,000	140,000	120,000	770,000
平成 25 年度	510,000	140,000	120,000	770,000
平成 26 年度	510,000	160,000	140,000	810,000
平成 27 年度	520,000	170,000	160,000	850,000
平成 28 年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成 29 年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成 30 年度	580,000	190,000	160,000	930,000
令和元年度	610,000	190,000	160,000	960,000
令和2年度	630,000	190,000	170,000	990,000

令和元年度に3万円引き上げられたところではありますが、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、令和2年度においても3万円引き上げる改正を行います。

課税限度額（医療給付費分）の改正イメージ



2 軽減判定所得の見直し

保険税は応能割（所得割・資産割）と応益割（被保険者数・世帯）により賦課されており、所得が少ない被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合は、応益割の部分の保険料について7・5・2割の軽減を行っています。

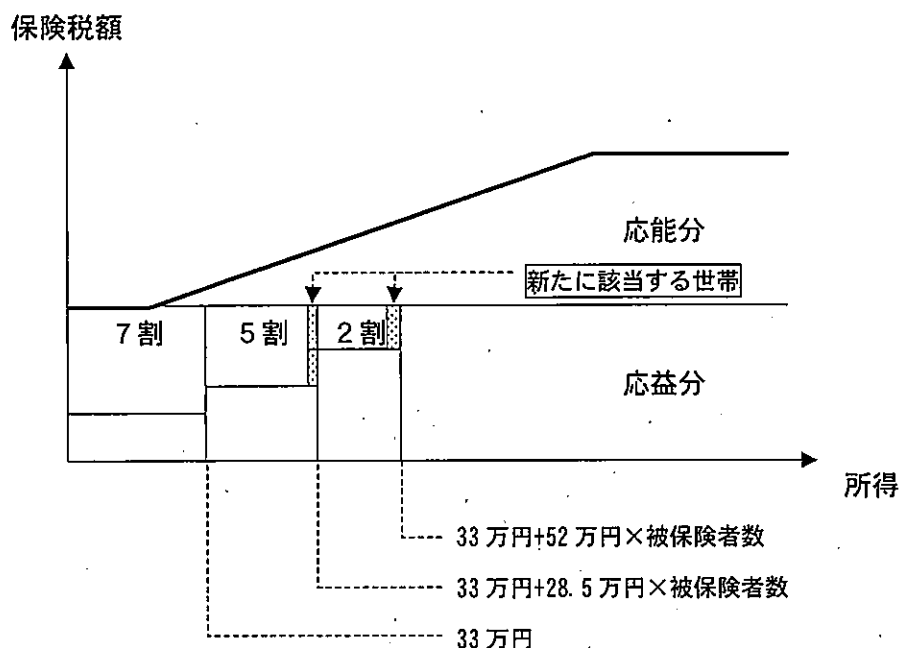
軽減世帯の所得基準額の推移

[単位：円]

年 度	7 割軽減基準	5 割軽減基準 (世帯員 1 人当たり)	2 割軽減基準 (世帯主及び 世帯員 1 人当たり)
平成 23 年度	330,000	245,000	350,000
平成 24 年度	330,000	245,000	350,000
平成 25 年度	330,000	245,000	350,000
平成 26 年度	330,000	245,000	450,000
平成 27 年度	330,000	260,000	470,000
平成 28 年度	330,000	265,000	480,000
平成 29 年度	330,000	270,000	490,000
平成 30 年度	330,000	275,000	500,000
令和元年度	330,000	280,000	510,000
令和 2 年度	330,000	285,000	520,000

低所得者に対する軽減措置については、平成 26 年度から連続で拡充されておりますが、令和 2 年度においても、経済動向等を踏まえ、5・2 割の軽減判定所得について改正を行います。

軽減判定所得の改正イメージ



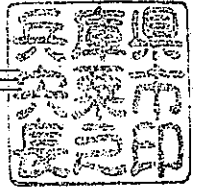


大 市 市 第 3976 号
令和 2 年 1 月 27 日

大 市 市 国 民 健 康 保 險 運 営 協 議 会

会 長 前 田 正 明 様

大 市 市 長 福 元 晶



令和 2 年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）

令和 2 年度において、次のとおり国民健康保険税の税率を改正することについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1. 医療給付費分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較
所得割	6.48%	6.97%	0.49%
資産割	4.85%	0%	△4.85%
均等割	26,000 円	27,600 円	1,600 円
平等割	23,400 円	23,400 円	0 円

※賦課限度額については、令和 2 年度税制改正に伴い令和 2 年 3 月 31 日専決で改正予定
(医療給付費分：2 万円増額)

2. 後期高齢者支援金等分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較
所得割	2.30%	2.49%	0.19%
資産割	1.50%	0%	△1.50%
均等割	9,000 円	10,100 円	1,100 円
平等割	8,200 円	8,200 円	0 円

3. 介護納付金分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較
所得割	1.77%	2.22%	0.45%
資産割	1.55%	0%	△1.55%
均等割	11,400 円	12,000 円	600 円
平等割	6,300 円	6,300 円	0 円

※賦課限度額については、令和 2 年度税制改正に伴い令和 2 年 3 月 31 日専決で改正予定
(介護納付金分：1 万円増額)

【税率改正の要旨】

平成 30 年度から国民健康保険制度が改正され、同一所得・同一保険料という保険制度の理想を目指し、国民健康保険事業の運営は兵庫県と県内市町が広域で担うことになりました。兵庫県広域で国民健康保険事業を統一することのメリットは、財政運営の安定化と健全化、事務の標準化と共同化、及び保険者機能を発揮して保健事業を進めることにあります。

兵庫県では県内全市町での議論や合意を踏まえて策定された兵庫県国民健康保険事業運営方針により、賦課方式を 3 方式に統一することをめざしており、宍粟市においても、4 方式から 3 方式へ平成 30 年度から段階的な移行を進め、令和 2 年度には 3 方式へ完全移行します。

一方、制度改正により医療給付費は、兵庫県からの交付金が充てられることになり、急激な医療費増加の際の財政運営への負担が緩和されるようになりましたが、年々一人当たりの医療費は増加しており、兵庫県全体の国保事業を運営するための事業費納付金が増加している状況です。

令和 2 年度においては、歳出の事業費納付金が約 4 千万円増加していることと、歳入で県支出金や繰入金が増加しており、現行の税率では、約 7 千万円の予算不足が生じる状況です。

つきましては、今後の宍粟市国民健康保険事業の安定した運営の維持と、兵庫県広域の国民健康保険事業への統一を踏まえ、県が試算した標準保険料率を参考に、令和 2 年度の保険税率を改正することを提案いたします。

なお、保険税率の改正にあたっては、多額の予算不足による被保険者への大きな負担が生じることを踏まえ、国民健康保険事業基金の繰入による激変緩和を行うことを申し添えます。

【今回の税率改正にかかる要点】

- ・ 所得割、資産割、均等割、平等割の 4 方式から、資産割を除く 3 方式への完全移行
- ・ 前年度に比べ大幅な保険料増額（被保険者への負担）となることを踏まえ、基金より 50,000 千円を繰入し、保険料の激増を緩和
- ・ 標準保険料率を踏まえた上で、財政不足が生じない保険料率を設定

令和2年度国民健康保険税税率等の改正案

(参考)

		令和元年度 税率	諮問案	増 減	兵庫県 標準保険料
医療分	所得割	6.48%	6.97%	0.49%	7.24%
	資産割	4.85%	0.00%	△ 4.85%	0.00%
	均等割	26,000円	27,600円	1,600円	29,827円
	平等割	23,400円	23,400円	0円	20,609円
後期支援分	所得割	2.30%	2.49%	0.19%	2.74%
	資産割	1.50%	0.00%	△ 1.50%	0.00%
	均等割	9,000円	10,100円	1,100円	11,086円
	平等割	8,200円	8,200円	0円	7,660円
介護分	所得割	1.77%	2.22%	0.45%	2.46%
	資産割	1.55%	0.00%	△ 1.55%	0.00%
	均等割	11,400円	12,000円	600円	12,798円
	平等割	6,300円	6,300円	0円	6,431円

宍粟市国民健康保険税3方式への段階的移行計画について(案)

資産割率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療分	14.56%	9.70%	4.85%	0.00%
後期支援分	4.46%	3.00%	1.50%	0.00%
介護分	4.58%	3.10%	1.55%	0.00%

宍粟市国民健康保険税 税率・税額の推移

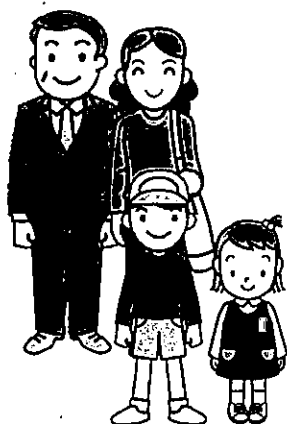
年度／課税	基礎課税率・額(医療費)					後期高齢者支援金等課税率・額					介護納付金課税率・額					限度額合計
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	
平成17年度																
旧山崎町	5.00%	33.00%	24,600	23,800	530,000						0.70%	6.00%	6,100	3,600	80,000	610,000
旧一宮町	4.00%	34.00%	25,500	27,000	530,000						0.55%	4.00%	6,100	4,000	80,000	610,000
旧波賀町	4.70%	34.00%	24,000	22,000	530,000						0.67%	5.00%	7,200	4,200	80,000	610,000
旧千種町	4.60%	39.00%	26,000	29,000	530,000						0.65%	6.00%	6,500	4,000	80,000	610,000
平成18年度	5.60%	38.00%	29,000	27,000	530,000						1.17%	10.50%	9,900	6,300	90,000	620,000
平成19年度	5.60%	38.00%	29,000	27,000	560,000						1.17%	10.50%	9,900	6,300	90,000	650,000
平成20年度	4.90%	28.50%	26,700	23,000	470,000	1.50%	8.50%	7,700	6,600	120,000	1.17%	10.50%	9,900	6,300	90,000	680,000
平成21年度	4.90%	28.50%	26,700	23,000	470,000	1.50%	8.50%	7,700	6,600	120,000	1.17%	10.50%	9,900	6,300	100,000	690,000
平成22年度	5.80%	23.00%	26,700	23,000	500,000	1.44%	5.50%	7,000	6,200	130,000	1.26%	5.40%	8,800	5,100	100,000	730,000
平成23年度	5.80%	23.00%	26,700	23,000	510,000	1.44%	5.50%	7,000	6,200	140,000	1.26%	5.40%	8,800	5,100	120,000	770,000
平成24年度	5.80%	19.20%	26,700	23,000	510,000	1.44%	4.87%	7,000	6,200	140,000	1.26%	4.61%	8,800	5,100	120,000	770,000
平成25年度	5.80%	19.20%	26,700	23,000	510,000	1.44%	4.87%	7,000	6,200	140,000	1.26%	4.61%	8,800	5,100	120,000	770,000
平成26年度	5.89%	17.09%	27,300	24,100	510,000	1.61%	4.69%	7,500	6,700	160,000	1.41%	4.91%	9,400	5,700	140,000	810,000
平成27年度	5.89%	17.09%	27,300	24,100	520,000	1.61%	4.69%	7,500	6,700	170,000	1.41%	4.91%	9,400	5,700	160,000	850,000
平成28年度	6.43%	14.56%	27,300	24,500	540,000	1.96%	4.46%	8,300	7,500	190,000	1.49%	4.58%	9,400	5,700	160,000	890,000
平成29年度	6.43%	14.56%	27,300	24,500	540,000	1.96%	4.46%	8,300	7,500	190,000	1.49%	4.58%	9,400	5,700	160,000	890,000
平成30年度	6.20%	9.70%	26,000	23,400	580,000	2.22%	3.00%	9,000	8,200	190,000	1.68%	3.10%	11,400	6,300	160,000	930,000
令和元年度	6.48%	4.85%	26,000	23,400	610,000	2.30%	1.50%	9,000	8,200	190,000	1.77%	1.55%	11,400	6,300	160,000	960,000
令和2年度	6.97%	0.00%	27,600	23,400	630,000	2.49%	0.00%	10,100	8,200	190,000	2.22%	0.00%	12,000	6,300	170,000	990,000
前年比較	0.49%	△ 4.85%	1,600	0	20,000	0.19%	△ 1.50%	1,100	0	0	0.45%	△ 1.55%	600	0	10,000	30,000

※令和2年度は改正(案)

国民健康保険税(年税額)の比較

具体例1

世帯主	40歳
配偶者	40歳
子ども	2人
給与収入	4,090,000円
課税所得金額	2,320,000円
固定資産税	150,000円
軽減	2割



		現行		改正案		差	
		税率	税額	税率	税額	税率	税額
医療分	所得割	6.48%	107,568円	6.97%	115,702円	0.49%	8,134円
	資産割	4.85%	7,275円	0.00%	0円	△ 4.85%	△ 7,275円
	均等割	26,000円	83,200円	27,600円	88,320円	1,600円	5,120円
	平等割	23,400円	18,720円	23,400円	18,720円	0円	0円
後期支援分	所得割	2.30%	38,180円	2.49%	41,334円	0.19%	3,154円
	資産割	1.50%	2,250円	0.00%	0円	△ 1.50%	△ 2,250円
	均等割	9,000円	28,800円	10,100円	32,320円	1,100円	3,520円
	平等割	8,200円	6,560円	8,200円	6,560円	0円	0円
介護分	所得割	1.77%	29,382円	2.22%	36,852円	0.45%	7,470円
	資産割	1.55%	2,325円	0.00%	0円	△ 1.55%	△ 2,325円
	均等割	11,400円	18,240円	12,000円	19,200円	600円	960円
	平等割	6,300円	5,040円	6,300円	5,040円	0円	0円
賦課額			347,540円		364,048円		16,508円
一人当たり			86,885円	104.7%	91,012円	4.7%	4,127円

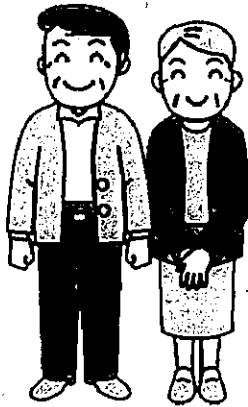
具体例2

世帯主	40歳
配偶者	40歳
子ども	2人
営業収入	6,500,000円
課税所得金額	3,500,000円
固定資産税	185,000円
軽減	対象外

		現行		改正案		差	
		税率	税額	税率	税額	税率	税額
医療分	所得割	6.48%	205,416円	6.97%	220,949円	0.49%	15,533円
	資産割	4.85%	8,973円	0.00%	0円	△ 4.85%	△ 8,973円
	均等割	26,000円	104,000円	27,600円	110,400円	1,600円	6,400円
	平等割	23,400円	23,400円	23,400円	23,400円	0円	0円
後期支援分	所得割	2.30%	72,910円	2.49%	78,933円	0.19%	6,023円
	資産割	1.50%	2,775円	0.00%	0円	△ 1.50%	△ 2,775円
	均等割	9,000円	36,000円	10,100円	40,400円	1,100円	4,400円
	平等割	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	0円	0円
介護分	所得割	1.77%	56,109円	2.22%	70,374円	0.45%	14,265円
	資産割	1.55%	2,868円	0.00%	0円	△ 1.55%	△ 2,868円
	均等割	11,400円	22,800円	12,000円	24,000円	600円	1,200円
	平等割	6,300円	6,300円	6,300円	6,300円	0円	0円
賦課額			549,750円		582,956円		33,206円
一人当たり			137,438円	106.0%	145,739円	6.0%	8,302円

具体例3

世帯主	65歳
配偶者	65歳
子ども	0人
年金収入	2,230,000円
課税所得金額	0円
固定資産税	60,000円
軽減	7割



		現行		改正案		差	
		税率	税額	税率	税額	税率	税額
医療分	所得割	6.48%	0円	6.97%	0円	0.49%	0円
	資産割	4.85%	2,910円	0.00%	0円	△ 4.85%	△ 2,910円
	均等割	26,000円	15,600円	27,600円	16,560円	1,600円	960円
	平等割	23,400円	7,020円	23,400円	7,020円	0円	0円
後期支援分	所得割	2.30%	0円	2.49%	0円	0.19%	0円
	資産割	1.50%	900円	0.00%	0円	△ 1.50%	△ 900円
	均等割	9,000円	5,400円	10,100円	6,060円	1,100円	660円
	平等割	8,200円	2,460円	8,200円	2,460円	0円	0円
介護分	所得割	1.77%	0円	2.22%	0円	0.45%	0円
	資産割	1.55%	930円	0.00%	0円	△ 1.55%	△ 930円
	均等割	11,400円	6,840円	12,000円	7,200円	600円	360円
	平等割	6,300円	1,890円	6,300円	1,890円	0円	0円
賦課額			43,950円		41,190円		△ 2,760円
一人当たり			21,975円	93.7%	20,595円	△ 6.3%	△ 1,380円

具体例4

世帯主	65歳
配偶者	65歳
子ども	0人
年金収入	3,800,000円
課税所得金額	1,400,000円
固定資産税	100,000円
軽減	2割

		現行		改正案		差	
		税率	税額	税率	税額	税率	税額
医療分	所得割	6.48%	69,336円	6.97%	74,579円	0.49%	5,243円
	資産割	4.85%	4,850円	0.00%	0円	△ 4.85%	△ 4,850円
	均等割	26,000円	41,600円	27,600円	44,160円	1,600円	2,560円
	平等割	23,400円	18,720円	23,400円	18,720円	0円	0円
後期支援分	所得割	2.30%	24,610円	2.49%	26,643円	0.19%	2,033円
	資産割	1.50%	1,500円	0.00%	0円	△ 1.50%	△ 1,500円
	均等割	9,000円	14,400円	10,100円	16,160円	1,100円	1,760円
	平等割	8,200円	6,560円	8,200円	6,560円	0円	0円
介護分	所得割	1.77%	18,939円	2.22%	23,754円	0.45%	4,815円
	資産割	1.55%	1,550円	0.00%	0円	△ 1.55%	△ 1,550円
	均等割	11,400円	18,240円	12,000円	19,200円	600円	960円
	平等割	6,300円	5,040円	6,300円	5,040円	0円	0円
賦課額			225,345円		234,816円		9,471円
一人当たり			112,673円	104.2%	117,408円	4.2%	4,736円

1 序論

はじめに

1. 計画策定の趣旨

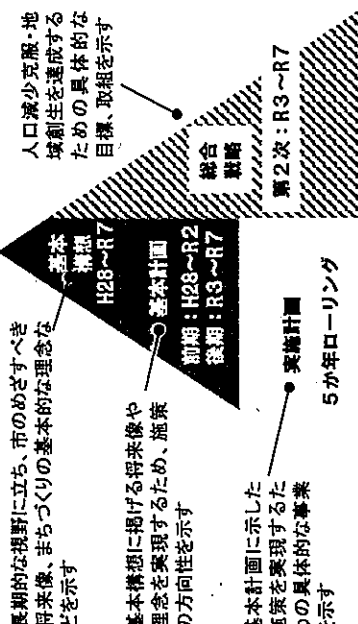
本市では第2次大栗市総合計画で「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」を掲げ、人口減少対策を最重要課題としてまちづくりを進め、大栗市地域創生総合戦略で「森林(もり)」から創(はじ)まる地域創生」をテーマに定住促進重点戦略に取り組んできた。人口減少抑制にはこれまでの取組を深化させるとともに、SDGsなど新たな社会潮流を踏まえ、行政改革、市民参画と協働を含め、戦略的なまちづくりが必要となる。総合的かつ計画的な市政運営を図るべく、後期基本計画及び第2次大栗市地域創生総合戦略を一体的に策定し、持続可能なまちづくりの指針として、選択と集中によるまちづくりの方向性を示す。

2. 計画の基本的な考え方

- (1) 行政の計画ではなく市全体の計画
 - (2) まちづくりの方向性を明確にするビジョン(基本構想(10年間))
 - (3) 重要課題とその取組を明確にする指針(基本計画(5年間))
- ◇優先項目を明確にした計画
- ◇成果が分かる計画
- ◇社会潮流に対応した柔軟な計画
- ◇市民の参画と協働により進める計画

3. 計画の構成と期間

長期的な視野に立ち、市のめざすべき将来像、まちづくりの基本的な理念などを示す



社会潮流

- ① 人口減少、少子高齢化の進行
- ② 安全への意識の高まり
- ③ 産業を取り巻く環境の変化
- ④ 子育て支援、学びの充実
- ⑤ 持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取組推進
- ⑥ 協働のまちづくりの必要性の高まり

II 基本構想

大栗市の将来像

1. 将来像の理念

人と自然が輝き みんなで創る夢のまち

2. 将来像の実現に向けた重点事項

- ◇若年層の人口流出の抑制
- ◇「森林(もり)」を活用したまちの創造
- ◇持続可能なまちづくりの推進

3. 人口ビジョン

「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高め、「まちの魅力」を磨き、積極的に市内外に発信し、関係人口・交流人口の増加を図っていくなど、戦略的に対策を講じること、長期的な視点で人口減少に歯止めをかけ、一定規模の人口の持続的な定着をめざす。

《2060年の定住人口目標》

30,000人

4. 将来の地域構造

- (1) 生活圏ネットワーク構想
 - (2) 人口流出抑制のダム機能
 - (3) 公共交通のネットワーク化
- ◇第1のダム機能 ◇第2のダム機能 ◇第3のダム機能

5. 大栗市の最重要課題とまちづくりのテーマ

- (1) 最重要課題
- (2) まちづくりのテーマ

人口減少対策

森林から創まる地域創生

- (3) 地域創生を進めるための視点
- ① まち・ひと・しごととの視点
- ② まちづくりの視点：ふるさととの良さを知り、地域を支える人材確保
- ③ まちづくりの視点：ふるさととの良さを知り、地域を支える人材確保
- ④ まちづくりの視点：ふるさととの良さを知り、地域を支える人材確保
- ⑤ まちづくりの視点：ふるさととの良さを知り、地域を支える人材確保
- ⑥ まちづくりの視点：ふるさととの良さを知り、地域を支える人材確保
- ⑦ まちづくりの視点：ふるさととの良さを知り、地域を支える人材確保
- ⑧ まちづくりの視点：ふるさととの良さを知り、地域を支える人材確保
- ⑨ まちづくりの視点：ふるさととの良さを知り、地域を支える人材確保
- ⑩ まちづくりの視点：ふるさととの良さを知り、地域を支える人材確保

② 木育の視点
すべての年代が木との関わりを深める機会創出、様々な分野で木育の視点をもつて進めることで市民生活まで木育を浸透させる。

③ SDGsの視点
「誰一人取り残さない持続可能な多様性と包摂性のある社会」を実現するという目標達成に寄与し、重要課題である人口減少対策を推進するため、基本施策とSDGsに掲げられた目標との関連性を整理し、積極的な取組を推進する。

定住促進重点戦略

本市の人口減少の主な要因は、出生率の低下と若者(15～24歳)の市外への流出と考えられ、この点に重点を置きながら、市民が「住み続けたい」と思い、積極的な情報発信と交流人口の増加を通じて市外の人々から「住んでみたい」と思われる大栗市をめざし、次の4つを定住促進重点戦略と位置づけ、人口減少対策の大局的な方向性を明確にする。

【住む】集落・地域の活性化と大栗市への移住支援

【働く】雇用の創出と就業支援

【産み育てる】少子化対策

【まちの魅力】選ばれるまちづくり

基本目標と基本方針

基本目標1 住み続けたい、住んでみたいまち

生活基盤の維持・充実及び防災・防犯の強化を図るとともに、本市の豊かな自然環境の保全、地域産業の活性化など市民が快適で安全・安心に暮らせ、地域経済に活力を生み出すまちづくりをめざす。

- 基本方針1 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり
基本方針2 環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり
基本方針3 定住魅力の高いまちづくり
基本方針4 安全で安心なまちづくり

基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち

保健・医療・福祉の連携及び子育て・教育環境を充実させ、生涯を通じて健康やかに暮らせ、安心して子どもを産み育てられるまちづくりをめざす。また、市民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を過ごせるよう、生涯を通じていきいきと学べるまちづくりをめざす。

- 基本方針5 子どもが健康やかに育つまちづくり
基本方針6 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり
基本方針7 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

計画の着実な推進に向けて

あらゆる分野で市民、地域、事業者(企業)、団体など多様な主体と行政が協働し、自主自立のまちづくりを進めていくとともに、家庭や職場、地域における男女共同参画の理念に基づく取組が必要。効果的・効率的な行政運営に努め、広域による連携を図る中で、効果的な取組を進めていくことが必要。

1. 参画と協働のまちづくりの推進
- (1) 多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進
- (2) 情報共有の推進
- (3) 人づくり、リーダー育成の推進
2. 男女共同参画の推進
3. 持続可能な行政運営の推進
- (1) 効果的・効率的な行政運営の推進
- (2) 広域連携の推進

III 後期基本計画

中期基本計画

重点事項

人口減少対策

地域創生を 進めるための 視点

《ひとづくりの視点》 ふるさとを愛する人材育成とネットワークの強化

《しごとづくりの視点》 今ある資源を生かした産業の 魅力向上による好循環の創出

《まちづくりの視点》 利便性が高く、地域性に溢れ、 人口構造に合わせたまちの形成

《木育の視点》 《SDGsの視点》

基本方針

基本目標・基本方針

基本目標

基本目標

基本目標

基本目標

基本目標

基本方針1 魅力と活力あふれる 地域産業を育むまちづくり	基本方針2 環境にやさしく 快適に暮らせるまちづくり	基本方針3 定住魅力の高いまちづくり	基本方針4 安全で安心な まちづくり	基本方針5 子どもが健やかに 育つまちづくり	基本方針6 保健・医療・福祉 が連携した 安心のまちづくり	基本方針7 心豊かにいきいきと 学べるまちづくり
------------------------------------	----------------------------------	-----------------------	--------------------------	------------------------------	--	--------------------------------

基本目標1 住み続けたい、住んでみたいまち	基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に暮らせるまち	基本目標3 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に暮らせるまち	基本目標4 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に暮らせるまち	基本目標5 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に暮らせるまち	基本目標6 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に暮らせるまち	基本目標7 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に暮らせるまち
--------------------------	--	--	--	--	--	--

施策1 産業の振興	施策2 産業の振興	施策3 商業の振興	施策4 観光の振興	施策5 森林・田園・まち並み景観の保全 (※再生可能エネルギー導入促進含む)	施策6 資源循環型社会の構築 (※再生可能エネルギー導入促進含む)	施策7 住環境整備、土地利用の推進	施策8 道路網、上下水道の整備・維持	施策9 生活圏の拠点づくりの推進 (公共交通ネットワークの充実含む)	施策10 移住・定住促進の充実	施策11 防災体制の充実	施策12 消防・救急体制の充実	施策13 防犯・交通安全の推進	施策14 消費者行政の推進	施策15 子育て支援の充実	施策16 就学前教育の充実	施策17 学校教育の充実	施策18 青少年健全育成の推進	施策19 健康づくりの推進	施策20 地域医療の充実	施策21 地域福祉の充実	施策22 社会福祉の充実	施策23 生涯学習の推進	施策24 文化・芸術活動の推進	施策25 スポーツ活動の推進	施策26 人材教育・啓蒙の推進
-----------	-----------	-----------	-----------	---	--------------------------------------	-------------------	--------------------	---------------------------------------	-----------------	--------------	-----------------	-----------------	---------------	---------------	---------------	--------------	-----------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-----------------	----------------	-----------------

①次産業流通の拡大促進	②担い手の確保・育成	③林業生産基盤の整備	④担い手の確保・育成	⑤農業生産基盤の整備	⑥6次産業化・産業間連携の促進	⑦中小企業・小規模事業者の支援	⑧観光客受入体制の充実	⑨観光資源の有効活用	⑩体験型ツーリズムの推進	⑪森林環境・水辺空間の保全	⑫田園・まち並み景観の保全	⑬ごみの適正処理・減量化の推進	⑭再生可能エネルギーの導入促進	⑮省エネの推進	⑯生活環境の保全	⑰環境美観の推進	⑱有効な土地利用の推進	⑲生活環境の整備・維持	⑳広域道路網の整備促進	㉑上下水道事業の推進	㉒下水道事業の推進	㉓生活圏の拠点づくりの推進	㉔公共交通ネットワークの充実	㉕移住・定住の促進	㉖空き家活用促進	㉗出合いの場の創出	㉘地域防災体制の充実	㉙災害に強いまちづくり	㉚危機管理対策	㉛消防体制の強化	㉜救急・救急体制の強化	㉝予防対策・健康啓発活動の推進	㉞交通安全意識の向上	㉟交通安全施設の整備	㊱防犯対策の充実	㊲安全・安心な消費生活の確保	㊳消費者市民社会の推進	㊴子育て環境の整備	㊵地域や社会で子育てを支える環境づくり	㊶保育ニーズへの対応	㊷幼児教育・保育の充実	㊸幼保一元化に向けた取組の推進	㊹生き生きとしたまちづくり	㊺豊かな心・豊かな体	㊻教育環境の整備	㊼特別支援教育の充実	㊽青少年健全育成のための推進体制の充実	㊾青少年活動の推進	㊿生涯を通じて健康づくり活動の推進	①心の健康づくりの推進	②スポーツを通じた健康づくり	③地域医療の充実	④地域福祉活動の推進	⑤社会福祉活動の推進	⑥自給自足の推進	⑦地域包括ケアの充実	⑧高齢者の生きがいづくり・介護予防事業の推進	⑨介護サービス基盤の充実	⑩障がい者の社会参加促進	⑪地域生活支援の充実	⑫保健福祉事業と相談体制の充実	⑬福祉医療の充実	⑭国民健康保険事業の充実	⑮介護保険事業の充実	⑯生活困窮者等への対応	⑰誰もが学べる学習環境づくりの推進	⑱読書活動の推進と図書館機能の充実	⑲歴史と文化資源の保全・活用	⑳地域の文化・芸術活動の推進	㉑多文化共生と国際交流活動の推進	㉒生涯スポーツ活動の推進	㉓競技スポーツの強化と振興	㉔人材教育・啓蒙の推進	㉕人材育成（相談・支援・教育）の充実	㉖DV対策等の推進	㉗自主自立のまちづくり	㉘男女共同参画社会の推進	㉙女性活躍の推進	㉚産出抑制に向けた取組	㉛人口減少に向けた取組	㉜公共施設等の効果的・効率的な維持管理、有効活用
-------------	------------	------------	------------	------------	-----------------	-----------------	-------------	------------	--------------	---------------	---------------	-----------------	-----------------	---------	----------	----------	-------------	-------------	-------------	------------	-----------	---------------	----------------	-----------	----------	-----------	------------	-------------	---------	----------	-------------	-----------------	------------	------------	----------	----------------	-------------	-----------	---------------------	------------	-------------	-----------------	---------------	------------	----------	------------	---------------------	-----------	-------------------	-------------	----------------	----------	------------	------------	----------	------------	------------------------	--------------	--------------	------------	-----------------	----------	--------------	------------	-------------	-------------------	-------------------	----------------	----------------	------------------	--------------	---------------	-------------	--------------------	-----------	-------------	--------------	----------	-------------	-------------	--------------------------

重点戦略1《住む》 集落・地域の活性化と 中央市への移住支援	重点戦略2《働く》 雇用の創出と就職支援	重点戦略3《産み育てる》 少子化対策	重点戦略4《まちなちの魅力》 選ばれたいまちづくり
--------------------------------------	-------------------------	-----------------------	------------------------------

■地元企業・事業者の育成と発展	■雇用の場の確保	■若者の就職支援の促進	■女性・高齢者等の新規就業促進
-----------------	----------	-------------	-----------------

■子育て環境を整える機会の創出	■安心して妊娠・出産・子育てが できる環境づくり	■高等学校等における人材育成	■女性の活躍促進
-----------------	-----------------------------	----------------	----------

■シニアプロモーションの推進	■広域連携によるまちなちの魅力向上	■移住促進につながる交流の活性化 (関係人口の創出)	■文化・スポーツ・健康で魅力づくり
----------------	-------------------	-------------------------------	-------------------



基本施策 19 健康づくりの推進

■めざすまちの姿

市民一人ひとりが自分の健康管理に対する意識を高め、それぞれの人生の段階（ライフステージ）に合った健康づくりに取り組むことができるまちをめざします。

■現状

- ◇健康づくり推進協議会を設置し関係機関と連携しながら健康増進・食育推進の計画策定、事業の実施、計画の進捗状況等の管理や事業の実施を行っています。
- ◇地域で健康づくりや食育推進に努めてもらうリーダーを育成しています。
- ◇集団健診と医療機関の個別健診を併用して実施できるよう、節目年齢での無料健診の実施、日時指定制や土日の実施等、受診しやすい環境づくりに努めています。

■課題

- ◇高齢化や生活習慣の変化により疾病構造が変化し、要介護の高齢者も年々増加するなど、健康を取り巻く環境が大きく変わる中、健康づくりについて関心を持ち、生涯にわたり、効果的な健康管理を行うことが必要となっています。
- ◇健康リーダー等の更なる育成や活躍の場づくりが必要です。
- ◇各種健診の受診率のさらなる向上を図るため、関係機関との連携や調整が必要です。
- ◇行政による各種健康教室や健康相談だけでなく、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができる仕組みづくりが必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 生涯を通じた健康づくり活動の推進
《施策の方向性》 すべての人が健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージに合った健康づくりを推進します。 《主な取組》 ①-1 健康づくり推進協議会を中心に、関係機関との連携を図り、健康づくりや食育の推進に努めます。 ①-2 健康づくりに関するリーダーの育成と、活躍の場づくりに取り組みます。 ①-3 特定健診や保健指導、がん検診などについて、情報提供や実施方法をさらに工夫し、受診者の増加に努めます。 ①-4 医師会や歯科医師会等との連携、調整に努め、健診を受診しやすい環境づくりを推進します。 ①-5 誰もが気軽に健康相談や健康づくり活動に取り組むことができる機会を確保します。

② 心の健康づくりの推進

《施策の方向性》

誰もが適切な支援につなげることができる環境をつくり、心の健康づくりを推進します。

《主な取組》

- ②-1 うつ予防について、医療機関や支援機関等関係機関と連携しながら、正しい理解の促進や適切な支援を行います。
- ②-2 事業所等に対するメンタルヘルスケアの取組の促進を図ります。

③スポーツを通じた健康づくり (★)

《施策の方向性》

誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を通じた健康づくりを推進します。

《主な取組》

- ③-1 ウォーキングコースの設定やラジオ体操の普及などにより、スポーツを通じた健康づくりを推進します。
- ③-2 子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、すべての人がスポーツを通じて健康づくりに取り組むことができる環境づくりを行います。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H30)	目標値 (R7)
3大生活習慣病による死亡者の割合	%/年	54.0	現状より減少
特定健診受診率	%/年	41.9	60以上

■関連する個別計画

- ・健康しろう 21
- ・宍粟市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ・宍粟市食育推進計画
- ・宍粟市国民健康保険データヘルス計画



基本施策 22 社会保障の充実

■めざすまちの姿

社会保障制度が適切に運用され、誰もが安定した生活ができるまちをめざします。

■現状

- ◇本市の福祉医療費助成制度は、高齢期移行者、乳幼児等、重度障害者、母子家庭等、高齢重度障害者医療費助成制度があります。
- ◇国民健康保険制度は、医療保障を行う国民皆保険体制の基盤をなす制度として役割を果たしていますが、高度な医療技術による治療や生活習慣病などの治療に長期間を要する疾患などの増加により医療費が増大しています。
- ◇自立相談支援事業、就労支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業を実施することにより、生活困窮者が生活保護に至る前に自立へつなげる支援を行っています。

■課題

- ◇長期にわたって安定した国民健康保険財政を維持していくため、医療費適正化の推進が必要です。
- ◇自助、互助による支援だけでは対応が難しい生活困窮者に対し、生活保護制度の適用を検討するとともに、生活保護に至る前の生活困窮者についても適切な支援に取り組むことが必要です。
- ◇家計管理に問題がある生活困窮者については、生活支援や就労支援だけでは困窮状態から脱却することが難しいことが課題となっています。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 福祉医療の充実
《施策の方向性》 各種福祉医療費助成制度の周知と適正な運用を図ります。
《主な取組》 ①-1 県の制度に準じて適正に運用していくとともに、国県の動向やニーズに対応した制度設計、運用を図ります。 ①-2 制度の対象者が確実に利用できるよう、各窓口における相談・説明と適切な制度利用へのつながを行います。
② 国民健康保険事業の充実
《施策の方向性》 国民健康保険の適切な運営と財政の安定化を図ります。
《主な取組》 ②-1 国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上に努めるとともに、県とともに安定的な財政運営に努めます。 ②-2 レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診等の受診勧奨や重症化予防事業等により医療費の適正化を推進します。

③ 介護保険事業の充実
《施策の方向性》 介護保険制度の周知と適正な運用を図ります。
《主な取組》 ③-1 介護保険制度を適正に運用していくとともに、国の動向やニーズに対応した制度設計を図ります。 ③-2 高齢者福祉や介護保険制度のことが市民にわかりやすく伝わるよう広報に努めるとともに、相談窓口の充実を図り、適切な制度利用へつなぎます。
④ 生活困窮者等への対応
《施策の方向性》 経済的に困窮する世帯が社会から孤立せず、自立した生活を送ることができるよう、生活全般にわたる包括的支援を推進します。
《主な取組》 ④-1 生活困窮者の自立に向けた生活支援や就労支援等に取り組むとともに、家計収支の均衡が取れていない、または多重債務を抱えるなどの課題のある生活困窮者を対象として家計改善支援を行います。 ④-2 学習支援ボランティアの確保に努め、必要とする子どもへの適切な支援を行います。 ④-3 生活困窮者等へのワンストップ型の支援を提供するため、地域や関係機関との連携強化を図り、早期把握、対応できるネットワークづくりを行います。

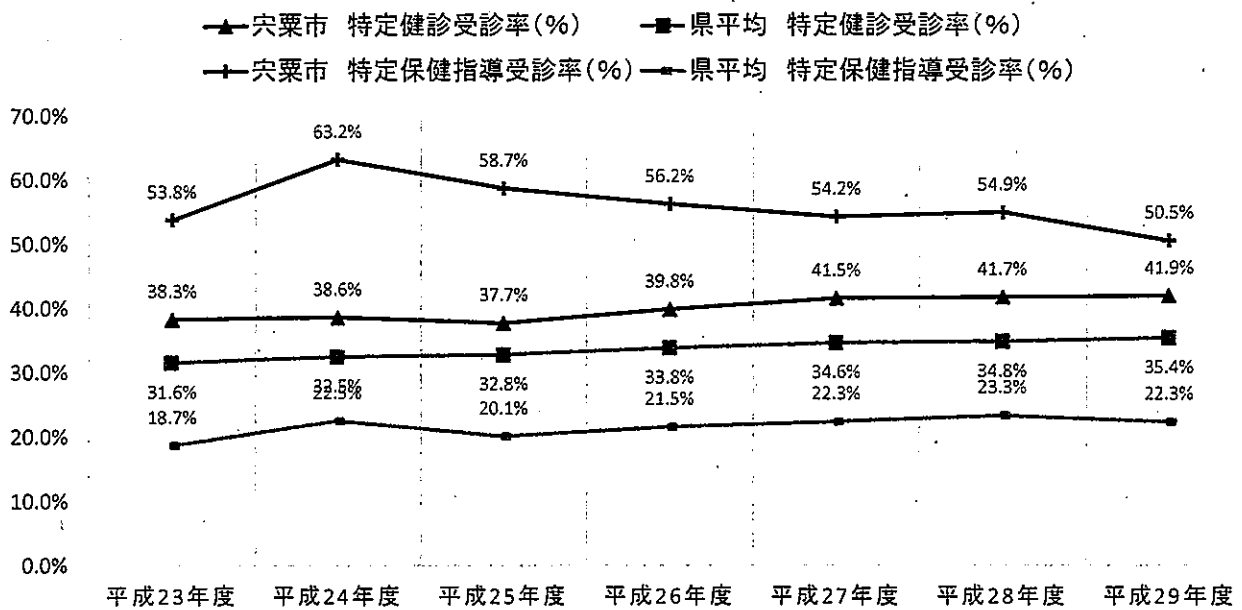
■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H30)	目標値 (R7)
国民健康保険税現年課税分収納率	%/年	94.19	兵庫県国民健康保険運営方針に定める目標収納率
ジェネリック医薬品数量シェア率	%/年	78.0	85.0
就労支援を行った生活困窮者の内、就労に結びついた者の割合	%/年	71.4	75.0

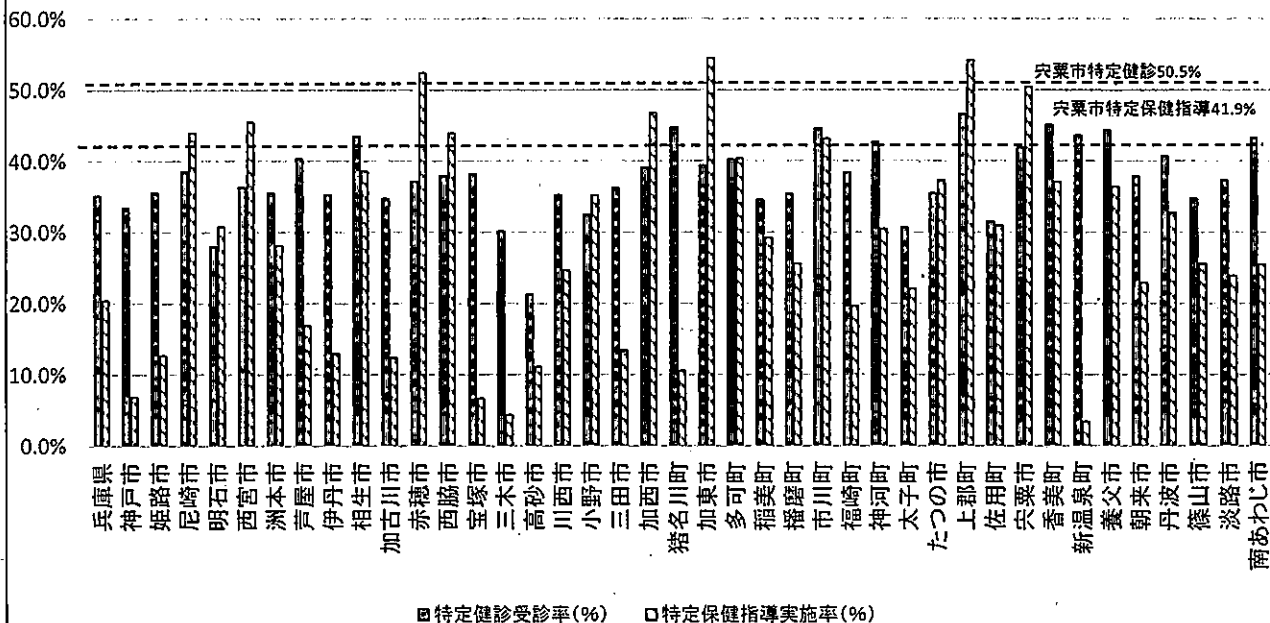
■関連する個別計画

- ・ 宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

特定健診・特定保健指導受診率の推移



特定健診・特定保健指導受診率の状況(H29法定報告確定値)



特定健診・特定保健指導受診率(平成29年度法定報告確定値)

	健診受診率(%)	特定保健指導実施率(%)
兵庫県	35.2%	20.5%
神戸市	33.5%	6.9%
姫路市	35.6%	12.7%
尼崎市	38.6%	44.0%
明石市	28.0%	30.8%
西宮市	36.3%	45.5%
洲本市	35.5%	28.2%
芦屋市	40.4%	16.9%
伊丹市	35.3%	13.0%
相生市	43.5%	38.6%
加古川市	34.8%	12.4%
赤穂市	37.2%	52.4%
西脇市	38.0%	43.9%
宝塚市	38.2%	6.7%
三木市	30.2%	4.3%

	健診受診率(%)	特定保健指導実施率(%)
高砂市	21.3%	11.1%
川西市	35.3%	24.7%
小野市	32.5%	35.2%
三田市	36.3%	13.5%
加西市	39.1%	46.8%
猪名川町	44.8%	10.6%
加東市	39.4%	54.5%
多可町	40.2%	40.4%
稲美町	34.6%	29.2%
播磨町	35.4%	25.6%
市川町	44.7%	43.2%
福崎町	38.4%	19.7%
神河町	42.7%	30.5%
太子町	30.7%	22.0%
たつの市	35.5%	37.3%

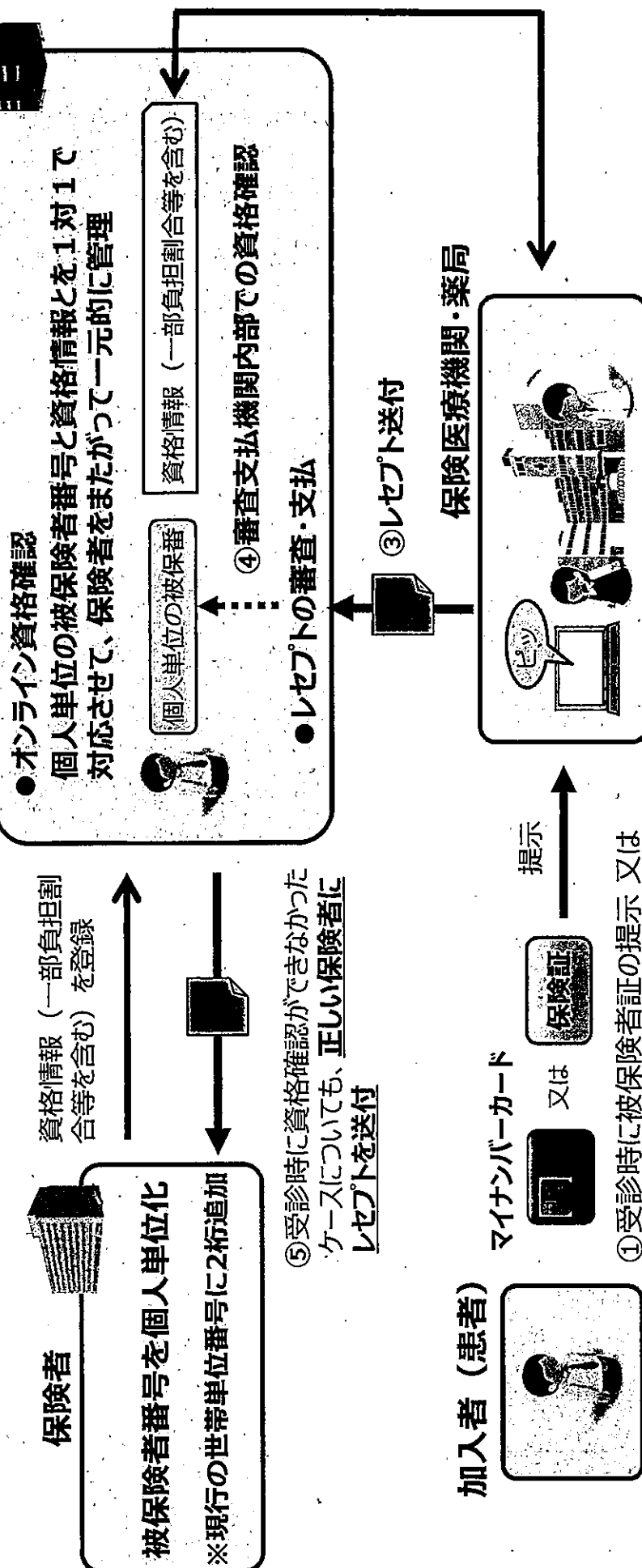
	健診受診率(%)	特定保健指導実施率(%)
上郡町	46.6%	54.2%
佐用町	31.5%	31.0%
穴粟市	41.9%	50.5%
香美町	45.1%	37.1%
新温泉町	43.6%	3.4%
養父市	44.3%	36.4%
朝来市	37.9%	22.9%
丹波市	40.7%	32.8%
篠山市	34.8%	25.6%
淡路市	37.3%	23.9%
南あわじ市	43.3%	25.5%
豊岡市	44.6%	49.0%

被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認等のイメージ

【導入により何が変わるのか】

- ①失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少
- ②保険者における高額療養費の限度額適用認定証の発行等を大幅に削減

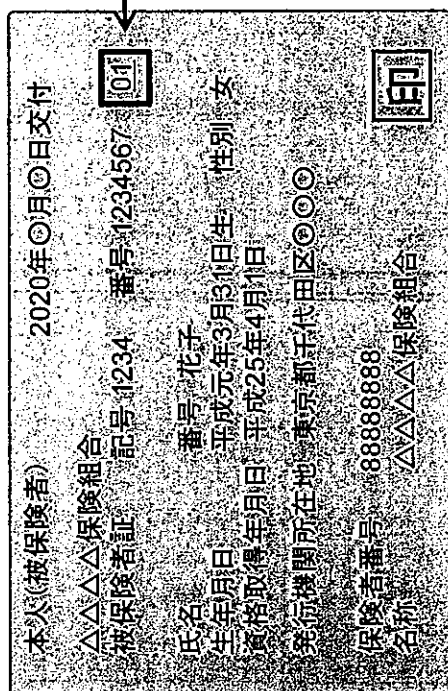
支払基金・国保中央会(国保連)



※マイナンバーカードの資格確認対応の医療機関・薬局では、保険者が変わっても、マイナンバーカードのみで受診等が可能（保険証を持参する必要がない）。
※オンライン資格確認を実施しない医療機関・薬局の場合、現在の事務手続き等が
1 変わるということはない。

個人単位の2桁番号付きの保険証様式（イメージ）

- 新規発行の保険証について、個人を識別する2桁の番号を追加する。



→ 現行の保険証の記載内容に
2桁の番号を新たに追加

※後期高齢者医療制度は個人単位なので、
保険証は変更しない

- 発行済の保険証は、2桁番号がなくても使用できるとし、回収・再発行を不要とする。
- ※ 医療機関・薬局では、患者が2桁番号がない保険証を提示した場合、2桁番号なしでレセプト請求できる。レセコン改修が間に合わなかった場合も、改修までの間、2桁番号なしで請求できるとする。（当分の間）

<個人単位の2桁番号の付番、レセプト請求のスケジュール：イメージ>

2020年秋頃～	保険者で個人単位の2桁番号を付番、資格確認システムに登録
2021年3月頃～	マイナンバーカードによるオンライン資格確認の開始
4月頃～	新規発行の保険証に2桁の番号を追加（全保険者）
5月頃～	保険証によるオンライン資格確認の開始
10月頃～	2桁の番号を付してレセプト請求を開始（9月診療分、10月請求分～）

よくある質問にお答えします

いつから健康保険証として使えるようになるの？

健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。
利用に必要な事前登録は、2020年度はじめてから、マイナンバーで申し込みができます。



どこで病院や薬局で使えるの？

2020年度から医療機関や薬局で順次必要な機器を導入していくこととされています。
2021年3月(予定)の利用開始時に、全国の医療機関や薬局の6割程度、2023年3月末には、おおむね全ての医療機関や薬局での導入を目指しています。



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。
落したり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バ ー 受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

※ 紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付!



▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

通知カード、マイナンバーカード 050-3818-1250

その他のお問合せ 050-3816-9405

▼英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について 通知カード、マイナンバーカード

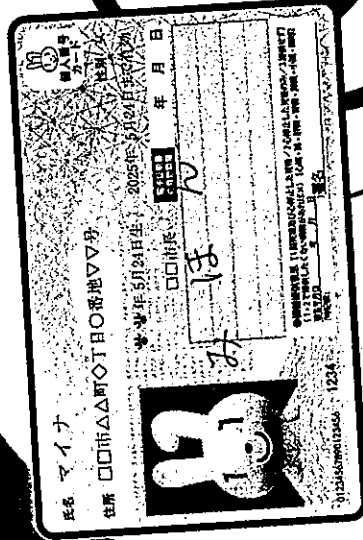
Inquiries about My Number System Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-26 0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法はコチラ



2021年3月(予定)から マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります!



0000
健康保険証
番号
マイ ナン バ ー
氏名



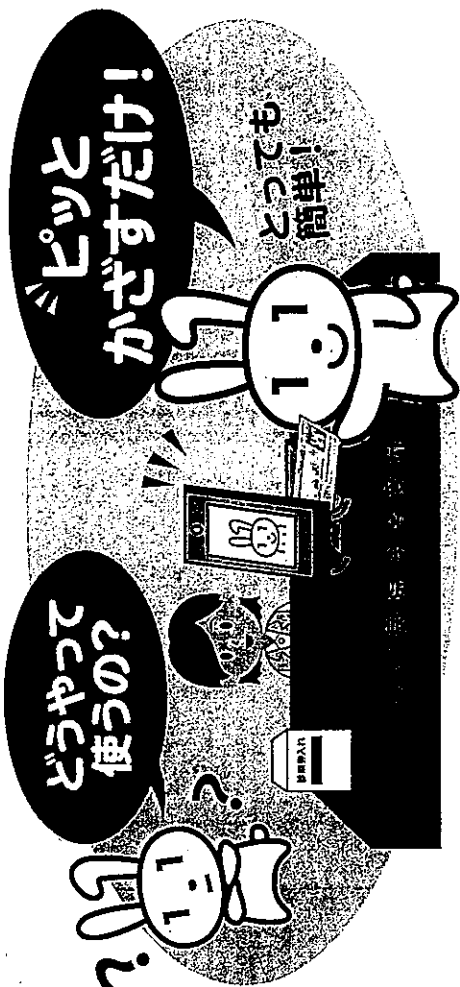
マイナンバーは、住民票を有する全ての方が利用できます。

マイナンバーカードは、健康保険証として利用できます。

内閣府 健康保険局

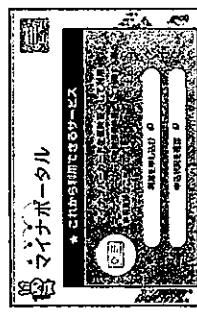
2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



- ① マイナンバーカードをカードリーダーにかざす
医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、又は職員が目視で確認します。
※機器を使う場合、顔写真は保存されません。
- ② オンラインであなたの医療保険資格を確認!
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

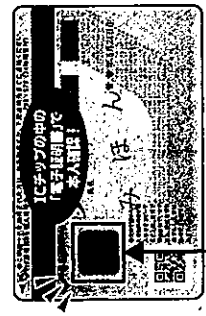
利用には事前に登録が必要です



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込は、2020年度はじめてからマイナンバー*でできるようになります。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることが出来る自分の専用のサイトです。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報も記録されています。

どんないいことが? 6つのメリット

1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードは、健康保険証や国民健康保険証の役割も果たし、いつでも健康保険証の代わりに使えます。

2 医療保険の資格確認がスピーディーに!

マイナンバーカードのICチップには、医療保険の資格確認に必要な情報が記録されています。医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをかざすだけで、医療保険の資格確認がスピーディーに行われます。

3 窓口への書類の持参が不要に!

オンラインで、医療保険資格の確認により、高齢者給付金や高額療養費の限度額認定などの書類の持参が不要になります。

4 健康管理や医療の質が向上!

マイナンバーカードで、自分の医療情報や特定療養費情報を確認できるようになります。

5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求処理や支払い金が減少することにより、医療機関や薬局の事務コストが削減につながります。

6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に!

マイナンバーカードを活用して、自分の医療費情報を確認でき、医療費控除の申請がスムーズに行われます。